

山梨県公報

号外第五十号

平成十三年

九月二十七日

木 曜 日

目 次

公 告

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員会

山梨県監査委員会告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成十三年九月二十七日

山梨県監査委員	小 林 二 三
同	早 川 正 秋
同	白 倉 政 司
同	中 村 照 人

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
女性相談所	平成13年4月26日
中央児童相談所	平成13年5月16日
障害者相談所	”
精神保健福祉センター	”
看護大学	平成13年5月17日
看護大学短期大学部(旧高等看護学院)	”
衛生公営研究所	”
食肉衛生検査所	平成13年5月22日
甲陽学園	”
広瀬・琴川ダム事務所	”
育精福祉センター	平成13年5月23日
あけぼの医療福祉センター	”
大門・堀川ダム管理事務所	”
環境科学研究所	平成13年5月24日
富士ふれあいセンター	”
都留児童相談所	”
緑化センター	平成13年5月29日
森林総合研究所	”
釜無川流域下水道事務所	”
新築状・西関東道路建設事務所	平成13年5月30日
荒川ダム管理事務所	”
深城・笹子ダム建設事務所	平成13年5月31日
桂川流域下水道建設事務所	”
峡北地域振興局	平成13年6月8日
企画振興部(旧北巨摩地方振興事務所)	”
健康福祉部(旧峡北福祉事務所)	”
”(旧韭崎保健所)	”
林務環境部(旧韭崎林務事務所)	”
農 務 部(旧北巨摩農業改良普及センター)	”
”(旧峡北上土地改良事務所)	”
建設部(旧韭崎土木事務所)	”
衛生監視指導センター	平成13年6月28日
峡中地域振興局	”
企画振興部(旧峡中地方振興事務所)	”
健康福祉部(旧峡中福祉事務所)	”
”(旧甲府保健所)	”
”(旧小笠原保健所)	”

林務環境部 (旧甲府林務事務所) " (旧南7カブツ林道管理事務所) 農務部 (旧峡中農業改良普及センター) " (旧峡中土地改良事務所) 建設部 (旧甲府土木事務所)	平成13年7月4日
企画振興部 (旧東山梨地方振興事務所) " (旧東八代地方振興事務所) 健康福祉部 (旧峡東福祉事務所) " (旧石和保健所) " (旧日下部保健所) 林務環境部 (旧塩山林務事務所) 農務部 (旧東山梨農業改良普及センター) " (旧東八代農業改良普及センター) " (旧峡東土地改良事務所) " (旧笛吹川沿岸土地改良事務所) 建設部 (旧塩山土木事務所) " (旧石和土木事務所)	平成13年7月10日
企画振興部 (旧南巨摩地方振興事務所) " (旧西八代地方振興事務所) 健康福祉部 (旧身延保健所) " (旧峡南林務事務所) 林務環境部 (旧峡南林務事務所) 農務部 (旧南巨摩農業改良普及センター) " (旧西八代農業改良普及センター) " (旧峡南土地改良事務所) 建設部 (旧身延土木事務所) " (旧市川土木事務所)	平成13年7月24日

農務部 (旧都留土地改良事務所)	
建設部 (旧都留土木事務所)	
" (旧大月土木事務所)	

- 2 監査対象期間
平成12年度
- 3 監査の方法
監査は、監査対象期間における業務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

- 4 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。
 (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
 (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
 (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽微なもので、単純な訓諭に起因すると認められるもの

- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行全般については、一部の箇所では改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)	3	1				1	2	4	11
指導 (件)	30	29	22	18	27	26	28	0	180
注意 (件)	12	38	11	23	6	4	9	1	104
合計	42	70	34	41	33	31	39	5	295

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘し、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 臨時職員の給与算定に誤りがあり未支給の賃金があった。
(中央児童相談所)
- (2) 公衆電話手数料収入の調定遅延や、電気料の支払い遅延による精算の差額の発生等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
(中央児童相談所)

- (3) 資金前渡精算事務の不備や、備品管理が不適切である等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
(看護人学)
- (4) 電気料の支払い遅延により精算による差額が発生していた。
(旧甲府保健所)

- (5) パンフレット印刷の発注の際、数量、単価を明示しない不適切な請書により契約していた。
(旧塩山林務事務所)
- (6) 自然保護農業農村整備事業費補助金の勝沼町実施分について、補助金の不正受給があった。
(旧奥東土地改良事務所)

- (7) 橋梁下部工の工事費の積算に際し、歩掛の適用を誤り過大積算となっていた。
(旧石和土木事務所)
- (8) 林道補修工事で資材を果費で負担し、工事は業者に無償で請け負わせていた。
(旧諏訪林務事務所)

- (9) 契約書の作成手続きが不適正なものや、工事費の積算誤り等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
(旧市川土木事務所)
- (10) 予定価格調査の作成に関し、見積額の積算が不明確なもの等、いくつか不適切な処理があった。
(旧身延土木事務所)

- (11) 予定価格調査の作成手続きが不適切なものや、工事費の積算誤り等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
(旧大月土木事務所)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行ったものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
 - ① 手数料、使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの
 - ② 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの

- (2) 支出に関する事項
 - ① 資金前渡の精算事務に不備があり改善を要するもの
 - ② 支払いの遅延があり改善を要するもの

- ③ 支出負担行為向いの事務処理に不備があり改善を要するもの
- ④ 支出証拠書の整理に改善を要するもの

- (3) 給与に関する事項
 - ① 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの

- ② 時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- ③ 通勤手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- ④ 扶養手当の認定手続きに誤りがあり改善を要するもの

- (4) 契約に関する事項
 - ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
 - ② 随感契約の理由が薄弱であり契約方法に改善を要するもの
 - ③ 随感契約で見積書の取り扱いに不備があり改善を要するもの
 - ④ 履行確認が不十分で改善を要するもの

- (5) 工事に関する事項
 - ① 工事費の積算に誤りがあり改善を要するもの
 - ② 工事の施工不良があり改善を要するもの
 - ③ 設計変更の手續きに不備があり改善を要するもの
 - ④ 調査委託業務で成果品の検査が不十分で改善を要するもの

- (6) 財産管理に関する事項
 - ① 未登記の用地があり改善を要するもの
 - ② 未利用のまま放置されている建物があり改善を要するもの
 - ③ 用地補償費の算定に誤りがあり改善を要するもの

- (7) 物品管理に関する事項
 - ① 備品台帳と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
 - ② 未利用のまま放置されている物品があり改善を要するもの
 - ③ 物品貸与に関する事務手續きに不備があり改善を要するもの
 - ④ 郵便切手の管理に不適切な処理があり改善を要するもの

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番